三第京

三第第

2を ¬第第 学系専攻 を

第 え

5 4

に 第改第 該研究科」という。

2 次に 進 級 さ せ

につ該 改て研第第る サーというないのでした う科を 。 に「 あ当

IJ 主 十 単 位

研該 第第究専第を を「ものとし、 に改め、同に改める。 中 法「 学当

当該年限を超えるこ

で

職に 五十三条の十四中「第三十六条の二」学院等の課程に在学」に改める。「当該専門職大学院の」を「当該専門五十三条の十三中「本学大学院」を「法科大学院の課程の修了の要件は、同五十三条の十二第一項の次に次の一項 専門 専門職大学院等の」に、「研究科」を「当該研究科」に、「当該専門職大学院に在学」を「当該専門職大学院等」に、「当該専門職大学院において」を「当該専門職大学院等にお、同課程に三年以上在学し、法学研究科が定める九十三単位以上を修得することとする。一項を加える。 該い 専て 門-

第三十六条の二」 を _ 第 十 · 条 第 項及び 第二項、 第 + 条な ١J L 第十三条、 第十七 · 条、 第二十三条第四項 及 び 第

てに五 次第項 五十生八 ؏۫ を 書 ¬及 のび 第二 に、こ 項 な 専門職大学院学生」を「専門職大学 いし 第四 項、 第三十 条な L١ U 第 院等 四 学生」 第三十 に 改 め、 条 <u>_</u> 一条に後 段「 と並 しび

あ る ഗ は _ 研 究科長」 と読 み 替えるも の とす

とえれ五第 六法五す項第せ前みなる十五この五な 十生を本業本る本協国十科十単の一て項ない法三十のよ 受学料学も学議立四大五位規項一のす範学条三場う のすの一 の課程に在学し、単位すると認める者(以下の十二第二項に定める一条を加える。一条を加える。生に準用する各」をある。生に準用する各」を以外条第一項ただし書記 、(定単以の 位下 る で本条にいるものので てはこのうち、 は三十単位を招いて「法学既なり、法学研究科 超修科 超えない範囲で当該法科修者」という。) に関し科の定めるところにより 入 科 し り て 、 大学院、当該 が在法 認学科 め期大 る間学 単に院 位つに をいお 修てい 得はて 一必 た年要 もをと の超さ

2 わ す者 g に つ L١ て 在 学 U た も のとみ なすこと の で きる 期 間 Ιţ 前 条 の 規 定 により 在 学 Ū た も の لح み な す 期 間

لح

合

第な一 た学の既 も既と修 の修 しと者 とみに こする。 について 位修 数得 とし 合た わせて 三 み 十な - 単位 (第1 五で 十き三る 条単 の位 八数 第は、 項第 た五 だ十 し三 書条 のの 規八 定第 に三 よ項 リ及 三び 十第 単五 位十 を三 超条 えの て九 み第

2 を接接 与 す。 す $\overline{}$ ځ を 加 え、 同 条 に 次 の 項 を 加 え

第

は 該 大 学 ح の 間 に お け る 学 生 の 交 流 協 定

又

め で、その数、いるので、その数、いるので、その間に対した者には、いるのでは、これでは、いるのでは、これでは、いるのでは、いるのでは、いるのでは、いるのでは、いるのでは、いるのでは、いるので、その数では、いるのと れい効い認定次務に)有効期間が記されているものに定 (学部若しくは研究科間の協る。) に基づき受け入れる公立又間特別研究学生交流協定 (相互いるものに限る。) に基づき受け間相互単位互換協定 (相互に授問相互単位互換協定 (相互に授い、) の学生又は大学院の学生、) に基づき設置される大学で、 協の指公を に定大導立履 基に学を又修

ブ準の受はし きじ大け私、受る学る立単 けも院この位 入ののと大を れを学を学修 る含生認の得 め学す る生る こと も の で、 を

六学生 のし 外み、 玉 の相 大互 学に の学

三定 表附号料第 学次定条七 部にめ第条 二第 第表と項ー 三とこの項 条しろ入中 条しろ入中 のてに学っ 次よ料授 関のる及業 係二 び料 表に同の を改条年 加め第額 三は る同項 条のそ 第授れ 業ぞ 項料れ をの文 削額部 る。、学者 れ令 ぞの れ定 京め 都る 大学におころところに けょ 2る学生: 納 付授 金業 に料 関の す年 る額 規並 程び 〜に 平第 成六 ++ 六四 年条 達第 示 第項 六の 十検

別る

総合人間学部	学部名
国基際文科 人間学科 人間学科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科	学科名
	入学定員
- 二 六六〇四六 〇〇〇〇〇	収容定員

- \ _ - \	1100	計			,
— 二 三 二 二 ハ	三 <i>五</i> 三七	食品生物科学科			
- - - - - - - - -	ī <u>=</u>	食料・環境経済学科	部	学	農
— · 四 ·	三七	地域環境工学科			
ーミハナ	四九七四	応用生命科学科 資源生物科学科			
三、八四〇	九五五	言十 [] [] [] []			
九三四/〇	三ナ五〇	工業化学科			
五六二〇〇	- 1 = 200	青级学科工学科	部	学	I
九四〇	三五五	物理工学科		!	
三七三五〇〇	- 八八 〇五	建築学科地球工学科			
===0	八〇	総合薬学科	部	学	薬
七一六 四四〇 三三〇	二 四四〇 三三〇	計 保医学科 科	部	学	医
一、二〇回	=0	理学科	部	学	理
- 〇三元 〇六四	二四〇(二〇)	計経済学科	部	済学	経
		圣子学			
一、四七〇			部	学	法
二六〇	六〇(一〇)	教育科学科	部	育学	教
八八〇	 	人文学科	部	学	文
五二〇	- IIO	計			

理	経	法	教	文	
学	済	学	育	学	研 大
研	学 研	研	学	研	知
究	究	究	研 究	究	科
科	科	科	科	科	名第
17		177	177	17	'' =
生物科学専攻地球惑星科学専攻物理学・宇宙物理学専攻数学・数理解析専攻	計 総経営分析専攻現代経済学専攻経済動態分析専攻経済が病専攻	計政	床育 教育 育学専	代動史想献 文文文文文 化化化化化	中 攻 名
七六六八五 七一五一三	九 五	四 五 〇五	四一二二四八	- 二-二二四 六〇〇八四四	定入修員学士
					課
				_	定収程
五二三六〇	八二五三三三	_ 	八二五	— 五二四五四八	員容
四二〇二六	二〇七二九四	五八四八〇〇五	四八六	三〇〇六八八	
					- \ \ -
					定入博
三三三四二	四一一一一		=-=	六一一二	員学
八〇二〇六	四 00四0	0 0	五一四	三五〇四二二	後
					定収掘
	_	_		_	課
一九九二七	三二一三三三二〇〇二六四		六二四 七五二	八一三四三六 九五〇二六六	員容程
四〇六〇八	_00_/1	四四八六六 〇	<u> ТД</u>	<u> </u>	
					定入
					世八博
					員学十
					二課
					定収程
					員容
	=	_	_	т	定収合
_	三四	三 九	五	四四	
` - t:	四	九 九	_	_	員容計
_					

一 大学院(第三十五条関係)別表第二(備考)入学定員の()を付したものは三年次編入学定員で外数(備考)入学定員の()を付したものは三年次編入学定員で外数(「「「」」)

五 一一、四三七

I	薬	医	
学	学	学	
ग्र	研	研	
究	究	究	
科	科	科	
資土土化合高分物材電電航材原精機機建都都社 源木木学成分子質料子気空料子密械械築市市会 エシエエ・子エエ化工工宇工核工物工学環社基 学ス学学生化学ネ学学学田学工学理専攻工学専 専テ専専物学専ル専専工専学専工専攻 攻攻化専攻ギ攻攻攻学攻 サウスででするでは、 学のである。 サウスでは、 サウスを サウスを サウスを サウスを サウスを サウスを サウスを サウスを	計 医療薬科学専攻 自薬科学専攻	計社医脳分外內病生 一般統子科系專專 一般, 一般, 一般, 一般, 一般, 一般, 一般, 一般,	計
ーニミニニーニニーニーーニミ七ミニ 九ーー七三九ーー七二九五九ー四七一九	六一二二 五六五四		三三七
— 三四六五四三四三三四三三三四六五六五 八二二四六八二八四四八〇八二八四二八	- 三三五四 〇二〇八		六七四
ニ 九〇五ニー九〇〇八〇九七九〇六八五四	二 —— 九七——	==	六六
ニミ四三三ニ三ニニニニニニ四五三ニ 六二六七〇五六三七〇六四〇七-七〇二八〇八	ハニ <u>=</u> 七ー三三	三三四四	四九八
		- 四 二二三三 - 四二二六七〇	
		五 五 九八二四六四 二 二八四〇八〇	
一 五 六 四	七七	六二六	

	情報学研究科	地域研究研究科アジア・アフリカ	研		人間・環境学研究科	農 学 研 究 科	
統合生命科学専攻	計通に対している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	フリカ地域 南アジア地	ギー ボギー ボボー ボボー 応 変 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	エネルギー 社会・環竟科学	計 環 発化・ 地 境 が 環 境 学 専 攻 等 攻 り り り り り り り り り り り り り り り り り	計食生地原	計空間学専攻環境地球工学専攻
三七	ー 六三三二二二三 ハー〇一四七五		- 〇二一三 九六七七 カ	<u>_</u> ኪ	— 六 三五六 四 八七九	二 六二二四五四四二 三五四八〇八五三	四 六 六
七四	三 四六六四四五七 〇六〇二八四〇		二 一五三七 3 八二四四 /	五八	三 —— 二 七一三 八 六四八	五 - 二五四九〇九九四 六〇八六〇六〇六	九 二 八
- 七	七一一		四一 — - 九二八七 <u>-</u>		六 — 二 二 八 五五 八	_ 	<u> </u>
五 <u>一</u>	二 二四三二三三四 六六九七〇九五		一 四三二五 三 七六四一 7	 	二 二一三三三五五 一八七〇〇〇六	三 六三三六六六六三 四三三四九六六三	六 三 六九
		二一一 六二四					
		- 三六七 000					
	五六六	I III O	三六五		五 四 九	八 九 〇	

医 法 学 学 研 研 総 究 究 科 科 法曹養成専攻 社会健康医学系専攻 計 定入

この規程は、

平成十六年四月一日から施行する。

研 専門職大学院・法科大学院 (第五十三条の二第五項関係) 究 科 名 攻 名 職 学 位 定収課 員容程 定収合

専

員学

員容計

<u>-</u>00

100

100

四四

四 六

四 六

三四

二四六

二 四 六

総	地球環境学舎環地	生命科学研究科 高
計	環境マネジメント専攻地球環境学専攻	次生命科学専攻
川、〇〇〇 四、	二二九九	七三五八
四、〇三八	五五八八	— 四六 三九
九 五 五	=- <u>-</u>	三一三六
二、八七〇	七一六 000	九四五四
一六七		
六八二七、五九〇	_ 二 八	二 三 八

都 大学通

|年三月三十一日に終 わ

第 第第 冬夏創国土日三後前二一 季季立民曜曜条期期条条 学十四学学一 年月月期年章 年月月 カテー中一一はは プロロ 、学 定かか次四年 期ららの月 休翌九二

の日日

こおりとすっ

法律第百七十八号) に規定する休日

季休業 十二月二十四日から翌年一月七季休業 八月六日から九月三十日まで立記念日 六月十八日(民の祝日に関する法律(昭和二十三年法|曜日 で

[とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、並びにその学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。 学期 の 初 め に

ŧ

の当該課品科学大臣の 程の を指 修了したもの

-業した者と同等以上の学力があると認めにより文部科学大臣の行う大学入学資格 た検 者定でに で、 、合 十格 八し歳た に者 達 U

たも

の

とき。٬部の他の学科に入学を志望するとき。٬かかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

欠員のある場合に限り、 当該学部 の定めるところに

十九よ か料者者とかはははが

い出し な け れ ば な 5 な

前受条条り 八学 志 望 願書に添り えて検定料を納めなければならな、日までに、願書を学部長あてに提

のし 規た定検 に定 返 還しな

3 前項の規定にかかわらず、第六条に規定する試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選出する場合において、出願書類等による至分として教養科目及び事第十二条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によりに係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を控第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を第十三条 入学を許可された者が、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。第十三条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。11、豊かな人間性を涵養するようで表するような表する。11、豊かな人間性を涵養するようで表するような表する。11、豊かな人間性を涵養するような対対は対対するような表するような表するような表するような表するような表するような表するような表するような表するようないまりまするようないまするまするようないまするようないまするまるないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするないます 号に合 第入二一 日 一学条条以内 は項料 トラン 省目 令 の 第 選 九抜

2 第第 十 二

3

年

達

示

4 ・ 場前頃の 五号。 を さ れ

第第5十十四三受

の 議 を 経

2 第 断 力 を 培

第十八六 教養科目及

び

車

第第第十十十

十十十門九八七科 条な条条条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。科目の単位数の計算の基準については、別に定める。 所属 点学部 長· を 経て、 当該学部長 の 許 可 を 受 f な け れ ば

2 す るとき は、 当該学部の定めるところにより、 他の大学又は短期大学と協議のうえ、 大学と協議のうえ、 学生に、 学生 休学することなく当 に そ の 科 目 を 履 修

該 前が教外教 教育上有益と認め めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期 外国の大学又は 短 期 大学が行う通 信教 育に お け る授 業 科目 を

項に により修得したものとみなすことができる。により履修した科目について修得した単位は、悠修することを許可することがある。 当該学部 の 定めるところにより、 六十単位 を 超え な い 範 囲 ڔٚ 本学に ぉ

(部科学大臣の規定によりの規定によりの規定により)である。 大臣 [臣が別に定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。「有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の 専 攻 科におけ る 学修

- ょ IJ 与えることが で き る 単 位 は 条 第 兀 項 の 規 定 に ょ ij 修得 U た も の ح み な ਰ 単 位 数と合わ せ τ 六 + 単 位 を 超 え
- きた に 位た二い る単前お教を科十も前 ロむ。) を ロについ を 教 を、本学に入学した後の て たと単認 は、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第一字した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。-位(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条に定める科目はめるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又 「 等 履 短 修期 生とした てお 修い 得て し履 た修 単し
- 本
- ことが得 でし
- も昭 のの和

 - いは
- 合度係 にのる

Ξ 類はに別らは、違にれ に 違にれ 次のとおりとする。別に定める。学生票の交付を受定める学生票の交付を受定のるがある。 ら受あ なけって い者があるときは、総い、常に携帯しなければっても授業料を納付しな 長なけ はられ 懲なば 成れ。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない ι'n

条に Ű

四 放 停 譴 条 学 学 責

停学三月以 上にわたるときは、 そ の 期 間 ば 在学年に 算入しな

- 修業年限は、五年とする。ただし、医学研究科(医科学専攻及び社会健康(地球環境学舎を含む。以下同じ。) に博士課程を置く。学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に掲げるとおりと りとする。

医学系 専攻を除く。 の 博 士 課 程 の 標 準 修

の課程及び 医学研究科社会健康医学系専 後期三年 の課程 に 区分 攻及び Ų 地球環 前 期二 境 年 学舎 の 課 地 程 球 環 ば 境 学 こ 専 れ 攻 を の 修 博 士

課程の 区分を設けない。

『並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程 及 び 博士 後期課 程 並 び に 7 貫 制 博 士 課 程

あると認め るとき は 当 該研究科 の 定めるとこ 3 により、

次 の 各 号の に 該当 する **資格** を 有 する者とす

の 規定 に より 学士 の学位を授与 さ れ

て履修することにより当 該 外 玉 の)学校教 育 ات おける十 六年の 課 程 を

の 課程 を修了し、 本 学 に お しし て、 所 定 の 単 位 を 優 れ た 成 績 を も

第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に第三十五条 本学大学院の研究科の方面において学校教育において、学校教育における十六年の課程を修了した者という。

2 博士課程(前項ただし書の博士課程は、前期二年の課程とし、医学研究科社程として取り扱う。

4 医学研究科医科学専攻の博士課程は、前期二年の課程とし、医学研究科社程として取り扱う。

5 第三項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、後期三年の課程とする。第三十六条の二、入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要がある第三十六条の二、入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要がある第三十六条。修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の名第三十六条。修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の名第三十六条。修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の名第三十六条。修士課程及び一貫制博士課程を除く。)は、前期二年の課程として取り扱う。

7 大学に当いて、学校教育における行うできる者は、次の各号の一に該当する資格という。

2 大学を卒業した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格と、大学に当は、対象育における授業科目を我が国において層修するでは、大学を卒業した者と同等以り、大学を卒業した者と同等以り、大学を卒業した者と同等以り、大学を卒業した者と同等以りに対象する。大学を卒業した者と同等以りに対象が関係では、対象のできる者は、次の各号の一に該当する資格とでは、大学を卒業した者と同等以り、大学を卒業した者と同等は、対象のできる者は、次の各号の一に該当する資格とでは、大学を卒業した者と同等以りのが表が関係である。 「務博士(専門職)の学位を有次の各号の一に該当する資格、 大学を卒業した者と同等以 ける者とする。注を有する者とする。 二十二歳 流に達 L たも

- を修了し た
- 本学大学院の修士課程又は専門 職学位 課 程 に 相当す る 課 程
- 第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、 同じ。 に入学することのできる 二十四歳に 者は、 達したも の各号の に

- 修することにより 当 該 外 国 の)学校 教 育 に お け る 十 八 年 の 課 程 を
- 二 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者 四 文部科学大臣の指定した者 四 文部科学大臣の指定した者 一 医学部医学科又は斷医学を履修する課程を修了した者 一 大学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力が大き、大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力が大力が表別で、学校教育における授業科目を我が国において履修することにより、大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者 一 大学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力が大き、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に四年以上在学し、又は外学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に四年以上在学し、又は外で、大学において、過別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力が大き、歯学の大きの情報を有する者が、一貫制博士課程における第三十九条 次の各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における第三十九条 本学大学院の他研究科に大学を表現を修了した。 第二十八条 本学大学院の他が発展を発音を表現しては、記録を行う。 第二十八条 本学大学院の他が発展を表現していかわらず、選考のうえ、入学、まま記録は、当該研究科の定めるところにあるとき。 第二十八条 本学大学院の他が発展を表現していかわらず、選考のうえ、入学、本学、大学院の他が発展を表現している。 いて、 所定な のおり ト位を優れ₄いて学校教育 た 育 成 に 績お をけ もる て六 修年 得の し課 た程 もへ の医
 - の学力があると認めた者で、 二十四歳 に 達 U たも

 - 入学を許可することがあ る。
 - ける博士後期課程の第一年次に 相 当 する年 次に 入 学
- 者 一 十申十同は十 二請一一、条 他 大学大学院から本学大学院に 転 学を志 望 す Ś
- 第 第四の四 研究科 툱 地 球環 境 学舎長 を 含 む 以下 同
- 2 第第 ればならない。
- 兀 十三
- しし くく 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」」というできる。 「神経」が表すいて必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科の科目を履修させ、修当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科の科目を履修させ、修当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科の科目を履修させ、修正、により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。 「中途退学した者が、同一研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)を志望し、又は他大いはならない、 「中途退学した者が、同一研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)を志望し、又は他大いできる。 「神経」が、同一研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)を志望し、又は他大いできる。 はは 該 せせ 修 修 士 士 課課 程程 博博 士後 期期 課課 程程 制制 博博 士士 課課 程程 若若
 - 第 四 又は他の研究科において研究指導を受けることができる。 ただし、 こ の 場 合所 属 の 研
- 2 ij 「れについて修得した単位並可を受けなければならない。 た単位並びに 前 頭の規定により受けた研究指導の 取扱 しし に つ L١ ては、 当 該 研

院 の

- の 大
- を 我
- 大学
- 手続になる は
- 究 科
- - も

の

- 医学研究科の博士課程においては、なお、て、それぞれ通算三年を超えることができな なお、一年 ιį
- ij <u>ي</u> ن 優当
- 試項 験の
- 2 う博士論文 の 専攻科 目につき三十単 位以上 修得 Ų 研 究 指 導を受け、 か く 当 該 研 究
- (程の修了の要件に加えることができる。)ののほか、当該研究科において必要と認合及び試験に合格することとする。||了の要件は、同課程に五年以上在学して めたときは、 専攻科目につき当該研究科の定める単 位 の 修 得 を博 士 後 期

- 受 け か ر ا 医
- 4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に四年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、等元十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。 科課に博 十が在の程あ士第研医 (間を含めて三年)以上の、医:(一号に該当して入学した者で、)における在学期間が二年未満、業績を挙げた者について、そ. 学ので いる 学修ものれ
- 八年を超えるこ

_ _

五第第五と +

五 0場合におい-五条、第二 ١J

3 2 第 これを専門職大学院とする。

第 5 五

おけ る 十 六 年 の 課 程 を

の 単 位 を 優 れ た成 績 を も

第五十三条の二、第三十六条に定めるもののほか、法学研究科及び医学研究科に専門職学位課程を置き、これを専門職・第五十三条の二、第三十六条に定めるもののほか、法学研究科及び医学研究科に専門職学位課程を置き、これを専門職・第五十三条の二、第三十六条に定めるもののほか、法学研究科及び医学研究科に専門職学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者というにより当該外国の学校教育における一大学を卒業した者と対象育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者と対外国において、学校教育における一大学を卒業した者と対対である法学研究科の専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。第五十三条の二、専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。第二十三条の二、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者と、大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、本学において、所定の単位、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に対するではおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に対するではいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に対するではおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に対するではいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に対するではいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学社を修了し、対すると記された者といのでは、対するというには、対するといいのでは、対するといいのでは、対するというには、対するといいのでは、対するというのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するというのでは、対するといいのでは、はいいいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいいいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいのでは、対するといいいいいのでは、対するといいいいのでは、はいいのでは、対するといいい 第 め五 る !医学研究科(以下第五十三条の十三までにおいて「当該研究科」という。)ために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの の 定

2 設研究科においこころによる。 いて必要と認め たときは、 学部又は 他 の研究科の科目を履 修させ、 専 門 職学位課程 の単 位 とすることができる。

第 五 究科 の 定めるところにより、 学生 が 年 間 又 は 学 期

- 2 る この研究科の科目を履修することができる。 ……この研究科の科目を履修することができる年限を定めることができる。3いて在学することができる年限を定めるものとする。安と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得なことができる単位数の上限を定めるものとする。
- 第 五
- 第 院 五
- 2 学
- なしい五九院と
 - 2 五すめ外

 - 五
- 第第第 科五
- 十お在法が 第五十三条の六第二項の規定により当該 研 究 科
- 五に *した期間その他当、みなす場合であつ、教育法第六十七** の他当該研究科目であつて当該研究科学が出来が出土条第 と 研究科が で 当該単 が
- れ五 公学の基礎:一条の十四 的 な学識を有すると認める者 (以下本条において「法学既修者」という。) に関して第五十三条の十二第二項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、 て は当該 在学期間に についい ては一点のことの 年要 -を超さ

超 にえな ١J 範 进 で当 該 法科大学院が 認 め る 単 位 を 修 得 L た も の

- 2 て在学したものとみなすことのできる 期間 ば 前条の 規定により在学したものと み なす 期 間 と合
- 第 五 な 一 第五十三条の まのできる単位数 八数 第は 項ただし書の規定により三十単第五十三条の八第三項及び第五 十位を超れ えの て九 み第

準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。(る。)、第四十条ないし第四十二条、第四十七条第一項及び第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八条、第の十五 第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項な 2、専門職大学院等学生第三十九条(第二号のないし第二十五条、第

2 第第 五も、 五五前十十 程 の修了に 相 当する 要 件 を 満 た し た 者

第)門職) の学位を授与する。

第五十六4 す る。 - 六条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程(科大学院の課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。- 本語の二 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)を修了した者には、修士(専門職修士の学位を授与することができる。- 五条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。- 学士試験に合格した者には、修士の学位を授与する。 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。 程を修了した者には、 博 士 の 学位 を 授与

第五十八条 第五十七条 、 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な悪の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。、 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより 博士 の学位の授与を 申 . 請 U て 博士論文の 審査及び 試 験に . 合格 Ų か

事 項は、 別 に定め

五 特別研究学生

第五十 九第 五条及び第三十七条によらないで学部又は大学院、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、 科 の 定 め るとこ

第 当該学部又は

第 2 研

究 科 の 定 め る

第 して入学を許可することがある。 聴講を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより聴講 単位を与えることができる 生と

- 第 2 六 十聴 で 書を交付 す
- て 目 ぞ大し ・学院に、・の希望・ !おいて聴講を志望する者には、・の学生又は他の大学若しくは外希望があるときは、証明書を交 講 学生 生 とのしく
- 2 研 İψ 該
- 2 第 特 別 聴

講

- 別指 生は 及 び研 特究
- 交流 協 定又
- め学する生る ح を 認
- 第六十三条:他の大学若しくは外国の大学院において締結した大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当家託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として、とれぞと、入生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として、持別研究学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として、時別研究学生として、それぞれ、大学間の協議に基づき、大学院の学生は、協議に基づきと受けることを志望する者に、、当該学部又は研究学生として、特別研究学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別研究学生として入学を許可することがある。

 「大学科の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。」に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生の授業料は、研究学生な、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学にの学生の支流協定し、本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間や互単位互換協定(相互に研究指導を受けることをあるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生の技術を関する者には、当該学部又は研究科目を履修し、単位を修得することをあるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生の技術を表して、対理を関する者には、当該学部又は研究科目を履修し、単位を修得することをあるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学に入学との間において締結した大学間や国生ので、大学にある。 兀 の相 も 大互 の 学にの学 で、
- 5 入受学生 学理 研究指導を受けることを許可しない
- 第 学六生十 に 五 ないし 第二十六条、 第二十 八条ないし 第三十 兀 条 の 規 定 は 学 部 の 外 玉
- 3 2 五 び 第第二十 + 第十一条、第十九条、第二十四条ないし第二十六条、第三十条な第十一条、第五十六条の規定は、大学院の外国学生に準用する。第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の第十条第一項及び第二項、第十一条ないし第十三条、第二十三条生に準用する。 、第六条、第八条ないし第十四条、第十八条ないや料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。 十一条、 (三十六条の二、第二十三条第四 条な ١J U 第三十八条、四項及び第五項 第三十三条の 項 第四十二 規 定 ţ 条ないし第五十二条、第二十五条、第二十五 学 部 ഗ 委託 生、 科 目 八 第条 等 五第十一 履 十三 修 生及 項 条た び 後だ 段し 聴 書 講 第及 4
- + に 準用する。 · 千四条、第三十四条、第二十六条、第五十三条後5 第三十条ないし第三十第二十六条、第三十条十三条後段の規定は、大第十九条、第二十四条な 第三十三条、第四十八条の規定は、三十条ないし第三十三条の規定は、1は、大学院の委託生、科目等履修生の条ないし第二十六条、第三十条な |は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。||は、学部の特別聴講学生に準用する。||修生及び聴講生に準用する。||・条ないし第三十三条、第四十条、第匹十一条、第四十四 条 第 項 第 九
- この 章 一及び別 に定めるも の の ほ 定 の 部 又は 研 究 ات お て特 定 の 方法に より学修を志望 する 者 につ L١ て は 当 該

学

の

定

め

るところに

ょ

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則
成十六年達示第六十三号)の定めるところによる。
十四条第一項の検定料、同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は、それぞれ京都大学における学生納付金に関する規程(平第六十七条 第十条第一項の検定料及び第十二条第一項の入学料の額並びに第二十八条第一項及び第五十一条の授業料の年額並びに第六第六章 授業料等の額

別表第一学部(第三条の二関係)

別表第	 —	学部	(第二	条の二関係)							
	学 部		名	学 科 名	入 学	定	員	収	容	定	員
総	合人品	間 学	部	計自基国 医						五 - 二	二六六〇四六 〇〇〇〇〇〇
文	学		部	人文学科		_				八	八八〇
教	育	学	部	教育科学科	べつ(10)	((0)			<u> </u>	二六〇
法	学		部			$\frac{1}{2}$	0				四七〇
経	済	学	部	計 经 学科	四八〇〇) (0) 0 (0) 1 */0	Ō Ō Ō Ò		_	〇三六	〇三六 〇六四 〇〇〇
理	学		部	理学科		\equiv	=0				二 〇 四
医	学		部	計保健学科科			四四〇 三三〇			七一六	七一六四四四三三〇

(備考)入学定員の(総	農学部心資	工 学 部 計 丁 情 雷 物 建 地	薬学部総
備考) 入学定員の () を付したものは三年次編入学定員で外数	計	品生物料・環境の 料・環境工学科 学科 済学科 学科 学科	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	総合薬学科
/編入学定員で外数	二、八五九	三 〇三五三三四九 〇三七二七七四	九二	ЛО
	一一、四三七	- ニーニーーー三 〇三二二四八七 〇二八八八六	三 八九三五九三七 四四六二四三五 〇〇〇〇〇〇〇	ΞΟ

一、大学院(第三十五条関係)別表第二

理 学 研 究 科	経済学研究科	法 学 研 究 科	教育学研究科	文 学 研 究 科	研究科名
計生物等攻 化学専攻 地球惑星科学専攻 物理学・宇宙物理学専攻 数学・数理解析専攻	計組織経営分析専攻現代経済学専攻経済がありが、現代経済学専攻を経済がありが、関係を対している。	治刑法礎際政 学事専法公理 専法攻学共論 攻専 専政専	床育 教育学 学専	代動史想献 文文文文文 化化化化化 学学学学学	事 攻 名
三 三七六六八五 七七一五一三	九 五一一一 一 七〇四〇	四 三一 五 〇五		- ニーニニニ四 六〇〇八四四	定入修員学士
六 七五二三六〇 四四二〇二六	_ 八二五三三三 二〇七二九四	_ 三一三一二三一 五八四八〇〇五	八二五 四八六	二 五二四五四八 二〇〇六八八	課 定収 程 員容
- 六三三三四二 六八〇二〇六	四	= = 0	二一一 五一四	六	定入博 員学 後
四一 — 九一九九二七 八四〇六〇八	_ ==-=== =00=六四	_		_	定収 課 員容程
					定入博
					課 定収 程 員容
一、一七二	三 一 四	三三九	— 五 —	四 四 一	定収合員容計
	学研究科 生物科学専攻 七七 一五四 三八 一一四九八 学研究科 化学専攻 六五 一三二 三〇 九〇 小田 一次二 四〇 一二二 二〇 一、 数学・数理解析専攻 五三 一〇六 二六 七八	学研究科 経済システム分析専攻 一〇 三四 三四 一〇 三四 三四 二〇 二〇 <th>学研究科 基礎法学専攻</th> <th>学研究科 教育科学専攻 二八 二二 二 一、 二<</th> <th>学 研 究 科</th>	学研究科 基礎法学専攻	学研究科 教育科学専攻 二八 二二 二 一、 二<	学 研 究 科

	薬	医
学 研	学 研	学 研
究	究	究
科	科	科
生環環資土土化合高分物材電電航材原精機機建都都社 活境境源木木学成分子質料子気空料子密械械築市市会 空地エエシエエ・子エエ化工工宇工核工物工学環境 登地工工シーン・子エイン・学生を で地工工学学生化学、学学・国学・フロックを 学工専専テ専専物学専ル専専事工専学専工専攻 学でないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	計 医療薬科学専攻 リック リック リック リック リック リック リック リック リック リック	計社医脳分外科系 会学等 健專 使專 使專 医 學 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
ーニミニニーニニーニーーニミ七ミニ 九ーー七三九ーー七二九五九一四七一九	六一二二 五六五四	
— 三四六五四三四三三四三三三四六五六五 八二二四六八二八四四八〇八二八四二八	- 三三五四 〇二〇八	四 四〇〇
 九〇五二一九〇〇八〇九七九〇六八五四	二 —— 九七——	
ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	ハニ <u>=</u> 七一三三	三三四四
		- 四 二二三三 - 四二二六七〇
		五 五 九八二四六四 二 二八四〇八〇
一 、 五 六 四	= - t	六 二 六

	生命科学研究科	情報学研究科	地域研究研究科アジア・アフリカ	研 エネ ルギー 発 科 科	人間・環境学研究科	農 学 研 究 科	
地球環境学専攻	計 高次生命科学専攻統合生命科学専攻	情テエ系情情 報ム学科報報 シ科専学学学	フ南 リア カジ	計 エネルギー 応用科学専攻エネルギー を換科学専攻エネルギー 基礎科学専攻専攻・ストルギー 基礎科学専攻・ストルギー は会・環境科学・ストルギー 社会・環境科学・ストルギー は会・環境科学・ストルギー は会・環境科学・ストルールールールールールールールールールールールールールールールールールールー	計 環境 ・環境学専攻 大間・環境学専攻 相関環境学専攻 専攻 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	品物域用用林学 生資環生生科専 物源境物命学攻 科経科科科専 学済学学学攻	計
	七三三五八七	ー 六三三二二二三 ハー〇一四七五		- 〇二一三 二 九六七七 九	— 六 三五六 四 八七九	二 六二二四五四四二 三五四八〇八五三	四六六
	— 四六七 三九四	三 四六六四四五七 〇六〇二八四〇		二 一五三七 五 八二四四 八	三		九 二 八
<u>_</u>	三一一 三六七	七一一		四一 一 — 九二八七 二	六 — 二 二 八 五 五 八	_ 	
六 〇	九四五 五四一	二 二四三二三三四 六六九七〇九五		一 四三二五 三 七六四一 六	二 二一三三三五五 一八七〇〇〇六	三 六三三六六六六三 四三三四九六六三	六三六
			二一一 六二四				
			- 三六七 000				
	三八	五六六	_ = O	三 六 五	五 四 九	八 九 〇	

二四六	二四六	二 三 四	計	総
四六	四六	二四	社会健康医学系専攻	医学研究科
1100	1100	1100	法曹養成専攻	法学研究科
定収合員容計	位 定収課 員容程	東門職学	・法科大学院 (第五十三条の)	研究科名

総計	地球環境学舎 環境マネジメント専攻
二、000 四、01	二二九九
〇三八 九五五	五五八
五二、八七〇	00 t-0
一六七	
六八二七、	
七、五九〇	一二八